

避難者訴訟（第27回）期日の報告

作成者：弁護士 川口智也、下里大介、鳥飼康二、笹山尚人、岸朋弘

1 第1陣の最終尋問日となった第13回目の原告本人尋問

平29年12月6日に実施された避難者訴訟第27回期日は、原告本人尋問の第14回目でした。

今回から主尋問の時間が75分となり、いずれの尋問も非常に充実したものでした。第2陣原告の初回尋問にふさわしい内容で、第1陣原告に対する判決にも影響を与えられたのではないかと思います。

2 第27回尋問の流れ

今回は、まず期日のはじめに生業判決の問題点を指摘する意見陳述が行われ、その後、原告3名の尋問がそれぞれ行われました。

ここで、最初に行った生業判決の問題点を指摘する意見陳述について述べておきます。

この意見陳述では、山田大輔弁護士より、本年10月10日に福島地裁でなされた判決(生業判決)及び本年9月22日に千葉地裁でなされた判決(千葉判決)についての意見陳述を行いました。

ここでは、本訴訟で請求しているふるさと喪失損害とは、本件原発事故によりふるさとの機能や精神的拠所を失ったことによる損害であることを強調し、生業訴訟で原告が主張したふるさと喪失慰謝料とはその内容が異なることを主張しました。また、千葉訴訟が認めたふるさと喪失損害も、本訴訟で主張しているふるさと喪失損害の一部にすぎないことを主張し、裁判所に対し、一人90分ないし45分に及ぶ本人尋問69回、除本証人尋問、3回に及ぶ現場検証、その他の膨大な損害立証の書証の提出を行っている本訴訟においては、適正な判決を下すよう求めました。

3 各原告の証言の内容

第27回期日における、尋問を受けた3名の原告による証言内容は、次のとおりです。

(1) Gさん(担当 松岡肇弁護士 川口智也弁護士)

Gさんは、代々山木屋地区で農業を続けてきた家の4代目です。ご自身も奥さまもお子さんも、皆山木屋地区で生まれ育ったそうです。Gさんのご自宅は、Gさんの祖父や父が育て、ご自身で切り出した木を使用したこだわりの家でした。

Gさんが、山木屋地区は標高500mに位置し、冬は「やませ」と呼ばれる冷害にも

あう、自然環境の厳しい場所にあります。Gさんはこの土地で、昭和40年から養鶏業を始め、特に温度管理に工夫を凝らし、育てた鶏は都内の有名店や有名ホテルに提供するほど評価されていました。ご病気のため、一時休業されており、事業を再開する直前に原発事故の被害にあわれました。

奥さまがご病気のため、現在やむなく山木屋のご自宅に戻られていますが、周囲を除染されていない山林に囲まれている土地での生活であるため、被ばくへの不安や恐怖を日々感じているそうです。

山木屋地区での生活は地域住人との繋がりや助け合いの制度で機能していたのですが、事故後は高齢者ばかりの地域になり、地域の共有財産の管理すらできなくなってしまったそうです。山木屋地域は事故前、お祭りなども盛んにおこなわれていましたが、事故後は氏子も減り、伝統文化の承継も難しくなったそうです。原発事故により、いかに地域の生活や文化が失われたのかを浮き彫りにする尋問でした。

(2) Sさん (担当 武田浩一弁護士、宮田学弁護士)

Sさんは、山木屋で生まれ、高校3年間を除いて、山木屋を離れたことはありませんでした。実家が農家であったため、家業を継ぐことを決意し、農業科の高校を卒業後は、葉タバコと水稻を中心とする専業農家をしていました。

Sさんの家は、山木屋でも有数の農家でした。Sさんからは、特に山木屋で盛んだった葉タバコ栽培について、山木屋地区を代表して、その工程や苦勞、やりがいについて語っていただきました。

Sさんは、家業を後継者に引き継いでもらうために、また山木屋の農業を維持発展させて農地を保全していくために、自分の代でさらに農業の規模を拡大させ、安定した経営基盤を確立しました。そして、本件事故の前年には、長男が後継者となることが決まっていたいました。Sさんは、努力の結果、農業を次世代に引き継ぐという目標を実現できたことがとても嬉しかったそうです。

しかし、原発事故により、現在も農業再開の見込みは立っておらず、後継者に決まっていた長男は別の職に就いてしまいました。Sさんは、家業の継承が実現できなくなったことが何より残念だと、涙ぐみながら語りました。原発事故により、山木屋地区の農業が大きな被害を受け、容易には回復しないことが、Sさんの尋問によって浮き彫りになりました。

また、Sさんの家は、三匹獅子舞の宿を担当していました。広々とした自宅に、多い時には100人以上が集まって、住民みんなで協力して準備を行うことで、地域の住民同士の親睦を築いていたことを、Sさんは語りました。こうした地元の活動も、事故前のように実施することが現在は困難になっています。事故によって失ったものの大きさをあらためて感じる尋問でした。

(3) Oさん(担当 下里大介弁護士、鈴木堯博弁護士)

山木屋で生まれ育ったOさんは、大学進学希望をもちながら、周囲からの説得により、家業を継ぎ、山木屋で生きていくことを選択しました。

Oさんは、高校生の際に体験した苦い思い出から、山木屋の子ども達と同じ思いをしてほしくないと考え、子どもの教育に力を注ぎ、山木屋出身であることに自信をもってもらうための活動を数多く主催しました。

その一つが、山木屋地区大運動会です。子どもからお年寄りまで山木屋住民みんなが参加できる運動会を提案し、実現させました。

Oさんは、山木屋の自然環境を守る活動にも力を入れていました。親子の森や里山再生モデル事業、緑の少年団など、失われてしまった山木屋の自然を復活させ、子どもにその自然の大切さを伝える活動を行っていました。その活動は高く評価され、県内・全国で何度も表彰されるほどでした。

絹の里山木屋スケートリンクもOさんの提案から始まりました。田んぼに氷を張って作る自然のスケートリンクは、子どもから大人まで多くの山木屋住民に愛され、みんながスケートを楽しむことができていました。

また、お正月には、山木屋でOさんら家族が一同に会し、家族みんなが山木屋で楽しく過ごしていたことが語られました。

法廷では、こうしたOさんの様々な活動や家族団らんの様子を撮影した写真が何枚もスクリーンに映し出され、当時の様子が裁判官や傍聴者にありありと伝わっていました。

しかし、Oさんが取り組んできた活動や家族の団らは原発事故によって、全て失われてしまいました。何よりもOさんにとって辛い事実、人生最後の大事業として計画していた自然塾山木屋の計画が、原発事故により事業の開始直前で中止に追い込まれたことです。自然のありがたさを多くの方に伝えたいという使命感から、自身の会社をたたくで取り組み、2011年4月1日開業予定というところまでこぎつけていました。Oさんは、原発事故により、自身の夢が一瞬で奪われてしまったことの悔しさを法廷で語っていました。

Oさんが最後に語ったのは、自身の両親のことです。山木屋の行く末を心配する父を安心させるために嘘をつかなければならなかったことや、母が今でも「ふるさと」を歌い、山木屋のことを思っていることを涙ながらに法廷で語るOさんの姿を見て、傍聴していた方も涙を流さずにはいられませんでした。

原発事故が山木屋から奪ったものがいかに大きいものか、改めて実感させられた尋問でした。

4 今後について

今回は、2018年2月14日（水）午前10時から、第28回目の口頭弁論期日があります。第2陣原告を代表して3名の原告による本人尋問が行われます。

次々回は、3月22日（木）。この日は第1陣の判決となります。これまで原告団、弁護団が主張立証を行ってきた事項について、裁判所が判断をします。

5 法廷傍聴へのご参加を

以上の報告の最後に、引き続き、原告団のみなさまにお願いをします。

2018年2月14日（水）の期日は、第1陣の判決前の最後の期日となります。そこで良い尋問を行い、第1陣の判決にも影響を及ぼしたいと考えています。

ぜひ第1陣と第2陣にかかわらず、2月14日の期日には多数の原告のみなさんと法廷を満杯にして、裁判所に私たちの願い―裁判所にぜひ良い判決を書いてほしい―を伝えましょう。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上